

団体名	千葉県市民オンブズマン連絡会議	都道府県名	千葉県
所在地	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル3階 渚法律事務所内		
電話	043-202-8280	F A X	043-202-8277
Eメール	yoshio@nagisa-law.jp fujisakir@sky.email.ne.jp	ホームページ	http://www.geocities.jp/ombuds chibaken
代表者	廣瀬 理夫	報告者	藤崎 良次
結成年月日	1995年10月1日	会員数	約20
		年会費	¥5000(個人)、 ¥10000(団体)
組織の状況(会議の頻度・案内方法・会計状況)・特徴 拡大幹事会を月に一度開催、案内はEメール。活動費は会費、カンパを充当。その他、テーマごとに会合を必要に応じ都度開催している。			
活動を始めてから 情報公開請求件数 (地方) (国・県) 住民監査請求件数	情報公開請求件数 地方：多数あり 県：多数あり 国：15件程度 住民監査請求件数：多数あり		
裁判の記録 情報公開訴訟件数 住民訴訟件数 その他	情報公開訴訟件数：県内各地のオンブズマンを含め件数は10 件程度 住民訴訟件数：同上47件程度(1件追加) 「千葉県知事の談合の賠償金軽減」について 2017年8月、 千葉地裁に提訴した。		
(この1年間の活動)			
1) 定期総会の開催 6月3日に総会を行い、活動のまとめ、役員決定、活動方針の決定などを行った。昨年に引き続き、会の代表者を複数にして訴訟活動に対応できるように、副代表幹事制度にしている。			
2) 千葉県議会政務活動費違法支出への取組 千葉県議延べ16人の海外視察に充てられた2015年度の政務活動費(計約689万円)に対し、2017年4月に地裁へ住民訴訟を提起した。現在、地裁にて引き続き訴訟中である。			
3) 山武地区の談合 公正取引委員会は、千葉県が発注した山武地区の土木工事について、業者20社に2.23億円の課徴金納付を命じた(2014年2月3日)。しかし、県議会には賠償金軽減の請願が出され2016年3月17日に採択され、知事は賠償額の60%減額と10年分割払いの議案を提出し同12月に可決された。このため、2017年5月に住民監査請求を提出し、その後8月に住民訴訟を提起した。現在、地裁にて引き続き訴訟中である。			
4) 千葉県議会議員選挙 一票の較差是正への取組 2016年2月定例県議会にて「千葉県議会議員定数の改正条例案」が自民党から提案された。これは、定数を1名減して較差が2.51倍から2.44倍に縮小する案であり、賛成多数で可決され次回の一般選挙(2019年4月見込み)から施行されることとなった。残念ながら要求してきた較差2.0倍以下は実現していない。今後も是正に努力したい。			
5) 消防デジタル無線の談合事件 県内関係各自治体に情報開示請求を行い、契約書、仕様書、開札調書、(一部自治体は違約金受領書)を入手し、今後の行動に備えている。			
6) 本年1月22日、情報公開推進会議が開かれたので傍聴し要望を述べた。千葉県は6月県議会で「開示請求者条件(県内在住者ら)」について条例改正の検討を答弁した。			
7) これまでと同様に、市民からの各種相談への取組を行っている。郵便、電子メール、電話等により相談が寄せられており、事務局は県内各地の会員の応援も得て取り組んでいる。特別な権限もないが、市民の悩みなどを直に知ることができて貴重である。具体的には、手賀沼周辺の治水問題、生活保護への対応、市民税課市職員の残業過多等であった。			
8) 会員の入会状況については、個人会員の入会があり、団体会員については問い合わせがあった。今後も会員入会に努力してゆく方針である。			
9) 会員により、当会のホームページの運営をタイムリーに積極的に行っている。(以上)			

2015年度千葉県政務活動費（海外現地調査）返還請求住民訴訟

2017. 4. 4提訴 記者会見の新聞記事 読売 2017. 4. 7

県議の海外視察費
返還求め住民訴訟
県議計14人が2015、16年に行った海外視察2件に政務活動費を支出したの
は違法だとして、県市民オンブズマン連絡会議（広瀬理夫代表幹事）は6日、森田知事に対し、県議らに計約689万円を返還させるよう求める住民訴訟を千葉地裁に起こしたと発表した。提訴は4日付。
同オンブズマンが問題としたのは、15年5月に行われたドイツなどへの視察と、16年4月に行われたイギリスなどへの視察。訴状では「議員たちが海外で得た情報は国内で収集できる」として、これらの旅費は調査研究費として認められず、不当利得とした。この2件の海外視察のために支出された政務活動費について、同オンブズマンは1月、県監査委員に対し、県が県議に返還させるよう求める住民監査請求を行ったが、3月3日付で棄却された。

（概要） 2017年4月4日千葉地裁に提訴、係争中。

- ・千葉県議7名によるドイツ等3ヶ国見聞活動：調査研究費。
2015年5月19日から28日まで、ドイツ、チェコ、オーストリアへ。
- ・千葉県議9名によるイギリス等4ヶ国見聞活動：調査研究費。
2016年4月18日から27日まで、イギリス、フランス、スイス、フィンランドへ。

＜主な論点＞

- ・「調査（『不明な事項』（調査事項）を解明する作業）」という活動の不存在
- ・要件「県政との関連性」（＝「議会で現在議論されている県政の課題、或いは議論される具体的可能性のある県政の課題を対象とする調査であること」）を満たしていない。
- ・要件「議会活動との関連性」（＝「議員の議会活動の基礎となる調査であること」）を満たしていない。
- ・要件「支出の必要性」（＝「政務活動費という公費を使ってまで調査する必要があること」）を満たしていない。議員たちが収集してきた情報は国内で収集可能である。調査は委託可能な営みであるのに、何故議員本人がわざわざ高い渡航費・宿泊費を使ってまで海外に行く必要があったのかその事情について、議員たちは何ら説明しておらず、被告も主張していない（被告に主張立証責任がある）。また、海外の出先機関での調査は基本的に不必要である。要旨「海外出先機関が保有する情報は国内においても入手可能である。」（山梨県の事案に関する東京高裁2013年9月19日判決→最高裁第一小法廷2014年5月19日確定）。
- ・会計年度違反（2016年度の活動に2015年度に交付された政務活動費を支出したことの違法）

地方自治法の再改正の提案

本件政務活動費返還請求住民訴訟の被告は千葉県知事であるが、原告が「千葉県議による政務活動費の支出の違法性」を主張するのに対し、被告は「支出の適法性」を主張している。本来、原告と千葉県知事とは、「支出が違法」であれば違法支出額が千葉県に返還されることにおいて、「支出の違法性」という論点で利害が一致している。ところが、千葉県知事は、県費を使い、訴訟を準備する県職員及び知事指定代理人・知事訴訟代理人をして、「支出の適法性」という県との関係では第三者である千葉県議の立場を擁護する主張をさせており、県費が第三者のために浪費されている。

この矛盾は、代位請求を廃止した地自法の改正によって生じたものである。従って、少なくとも（執行機関及び職員ではない）第三者に対し不当利得の返還・損害賠償の請求を求め住民訴訟では、地自法を再改正して代位請求方式に戻すべきである。

千葉県内 山武地区の談合

千葉県知事は賠償額60%減額、10年分割払いの調停を成立 被告（県知事）に対する、5.8億円余の損害賠償請求住民訴訟

東日本大震災関連などの公共工事談合（山武談合）に対する取り組み

公正取引委員会は千葉県が発注した山武地区の土木工事について業者20社に2.23億円の課徴金納付を命じた（2014年2月3日）。当会議は、「業者に対する厳正な処分」や「損害賠償を速やかに行うこと」を求めた申し入れを千葉県知事に行った（2月6日）。

千葉県は、業者19社に対して契約に基づき受注額の20%、総額約11億93万円の賠償請求をした（8月1日）。これに対し業者17社は賠償額の減額を求める調停を千葉簡易裁判所に申し立てた（8月7日）。当会議は、知事に対し「賠償額を調停により減ずることなく、業者が支払わない場合は司法の場で是非を決定すること」を求めた（11月4日）。

業者らは、損害賠償額の減額を求めて千葉県議会に請願をした（2016年2月議会）。請願署名議員には業者から多額の献金を受け取っている議員も含まれていた。千葉県議会はこの請願を賛成多数で採択した（3月17日）。

千葉県知事は賠償額の60%減額と10年分割払いなどの内容の調停案を受け入れる議案を議会に提出した（12月議会）。議会では多くの会派の反対にもかかわらず自民党らの賛成多数で調停案受け入れを認める議案が成立した。

当会議は、住民監査請求を行い、千葉県知事に「減額調停に応じない事」とその差し止めを監査委員に求めた（12月9日）。しかし、監査結果は、監査委員の意見が一致しない「合議不調」に終わり、請求は認められなかった（2017年1月17日付）。1月19日に千葉県は調停を成立させた。

当会議は、調停によって被った損害の賠償請求を千葉県知事に求める新たな監査請求及び住民訴訟に向けた準備に入った。代理人は当会議代表の他に3名の若手弁護士が加わり、原告と4名の弁護団による入念な準備を経て、5月25日に住民監査請求を提出した。この請求は7月12日に再び「合議不調」となった。2017年8月10日、千葉地裁に訴状を提出した。これまでに5回の法廷が開かれた。主な争点は議会の裁量をどこまで認めるかということである。議会の裁量を限りなく大きく認める立場に立つと議会の議決はほとんど違法にならない。一方我々が主張しているのが議会の裁量は限定的で、今回の損害賠償減額（事実上の債権放棄）は違法であるという立場である。

次回弁論期日は9月14日10時から千葉地裁603号法廷で行われる。

談合賠償減額分
「知事に請求を」
市民オンブズ提訴
2009～13年の県
発注工事入札で、談合
を繰り返した山武地域
の建設業者17社に対す
る損害賠償金を不当に
減額したとして、千葉

県市民オンブズマン連
絡会議（代表幹事・広
瀬理夫弁護士）などは
10日、減額分計約5億
8300万円を森田健
作知事に請求するよう
県に求める住民訴訟を
千葉地裁に起こした。

の20%に当たる計約9
億7200万円を違約
金として業者側に請
求。その後、業者側の
申し立てを受けた千葉
簡裁の調停案を受け入
れ、計約3億8900
万円に減額した。オン
ブズマンは5月に住民
監査請求をしたが監査

委員の意見が一致せ
ず、7月までに監査結
果の決定に至らなかつ
た。
県土整備部は「ま
だ訴状を受け取ってお
らず何とも言えない
が、しかるべき対応を
していくつもり」
【加藤昌平】

毎日新聞 2017年8月11日

千葉県 情報公開の現状と課題

情報公開への取り組み

千葉県の情報公開は、制度、運用において改善が必要であるが、特に不開示決定等に対する異議申し立てが機能していないことの解決に努力している。

千葉県の情報公開には次の2つの機関が設けられている。

①開示決定等に対する不服申し立てにつき、調査審議して意見を具申する「千葉県情報公開審査会」

②制度の運営改善を調査審議し知事に答申し、建議する「千葉県情報公開推進会議」

過去、多くの情報公開請求に対する不開示決定に対し、不服申し立てが処理能力の10年分も滞留するなどの事態が生じた。そこで、制度と運用の改善を県民とともに図るため「千葉県情報公開推進会議」が設けられ、問題の解消が図られた。

しかし今日、下表の処理状況一覧、によれば、年度末未処理件数が増加の一途をたどっている。29年度末の未処理件数446件は、年間処理件数（採決決定等で判定）の10年分にも相当し、新たに提出される申し立てが処理できずに増加している。

これを解消し、正常な千葉県情報公開の運用を取り戻すべく「千葉県情報公開推進会議」や千葉県に制度の改善を含めた対応を申し入れたが、改善の動きが見られないことから、より高度な取り組みを検討している。

年度別 不服申し立て処理状況一覧

(千葉県 HP から)

年度 (平成)	前年度 未処理	新規 申立	裁決 決定 等	裁決・決定等					年度末 未処理
				認容	一部 認容	棄却	却 下	取 下 げ	
27年度	115	173	25	2	7	10	3	3	263
28年度	263	194	66	2	11	41	0	12	391
29年度	391	92	37	9	12	9	6	1	446

不服申し立て件数一覧

年度(平成)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
不服申し立て件数	44	26	173	194	92

毎 日 新 聞 2018年(平成30年)6月23日(土)

同日あった県議会で、網中肇県議(千葉民主の会)の質問に県幹部が答えた。県条例は、請求者の条件を、県内在住の個人や県内に事業所のある法人、県内への勤務者や在学者などと規定し、この条件に当てはまらない場合は、請求理由を明記することを求めている。県によると、請求者についての条件を付けているのは

県の情報公開制度に基づく行政文書の開示請求を巡り、請求者を原則として県内在住者らとしていることについて、県は22日、この条件を撤廃するよう県情報公開条例を改正する方針を示した。また、他県に比べて請求から開示決定までの期間が長く設定されていることについても見直すかどうか検討することを明らかにした。【町野幸】

開示請求者条件撤廃へ

県、情報公開条例改正方針

決定期間短縮も検討

47都道府県中、千葉と聞(30日以内)とし、正部長は「延長期間を含まない」と指摘し、対応を「各自治体とも開示請求の件数や職員の体制などの実情に合わせて期間を定めている」と考

網中県議は「全国標準は、さらに最長30日間」として「開示期間が多すぎることから、今後、▽東京、栃木、石川が14日以内▽40道府県が15日以内と規定していく」と述べ、改正が必要かどうかも含めて検討する考えを示した。

また、県条例は請求期間を30日以内とし、正部長は「延長期間を含まない」と指摘し、対応を「各自治体とも開示請求の件数や職員の体制などの実情に合わせて期間を定めている」と考

飯田浩子総務部長は「多くの自治体が条件を付けて開示請求できることから、今後、▽東京、栃木、石川が14日以内▽40道府県が15日以内と規定していく」と明言した。

また、県条例は請求期間を30日以内とし、正部長は「延長期間を含まない」と指摘し、対応を「各自治体とも開示請求の件数や職員の体制などの実情に合わせて期間を定めている」と考

新聞記事へのコメント

これまで当会では、情報公開推進会議等へ開示期間の短縮、開示請求者の条件廃止などについて要望、申し入れなどを行ってきた。それにより、新聞記事のような県の発言につながった。今後も早期に実現するように努力してゆきたい。
(千葉県市民オンブズマン連絡会議)

その4

千葉県内 消防デジタル無線談合への取組

公正取引委員会は消防デジタル無線機器メーカー5社に対し、2017年2月2日に排除措置命令及び課徴金納付命令(4社)を行った。

当会は、談合による違約金請求もしくは損害請求に対する当該各消防本部(自治体)への要請に積極的に取り組んだ。千葉県内の関係契約は、千葉県及び20自治体であることから、それらの契約書、仕様書、開札調書、違約金受領書の公文書開示請求に、総掛かりで取り組んだ。(次頁の表を参照)

自治体の情報公開条例が閉鎖的な木更津市と取り組みが遅れた鎌ヶ谷市を除き関係文書を手に入れた。この取り組みにより、はからずも自治体の情報公開度の評価も得たので、これに対しては別に取り組むことを検討している。

それらの内、千葉県、習志野市、野田市、銚子市は違約金を契約相手に請求し受領した。その他の契約消防本部(自治体)においては、消防庁や各地の動向を見守っている。なお、富士通ゼネラルは排除措置命令及び課徴金納付命令取消訴訟に入っている。

千葉県内消防デジタル無線談合情報開示の状況

NO.	1. 発注ルート	2. 契約金額	3. 違約 条項	4. 請求動向	開示	消防本部等名	物件名	入札日等	落札者
	元請け名称	(税込み)	%	今後の動向					
1	三峰無線(株)	198,450,000	協議	検討中	済	松戸市消防局	消防救急デジタル無線装置(移動局)購入	2012/3/30	沖電気
2	三峰無線(株)	14,700,000	賠償予約なし	様子見	済	市川市消防局	消防救急デジタル無線装置の購入	2012/4/25	沖電気
3	三峰無線(株)	57,750,000	無し	2月にメーカーより状況説明、今後交渉予定	済	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	消防救急デジタル無線装置購入事業	2012/4/25	沖電気
4	三峰無線(株)	39,228,000	10%	検討中	未	鎌ヶ谷市消防本部	消防救急デジタル無線装置購入	2012/4/27	沖電気
5	三峰無線(株)	81,900,000	10%	検討中(野田市の状態連絡済)	済	流山市消防本部	消防救急デジタル無線装置購入	2012/4/27	沖電気
6	沖電気	58,800,000	10%	8/14請求、10/2利子入金済	済	習志野市消防本部	消防救急デジタル無線機及び受令機一式	2012/5/10	沖電気
7	三峰無線(株)	57,750,000	10%	検討中	済	八千代市消防本部	消防救急デジタル無線購入	2012/5/10	沖電気
8	(株)沖電気カスタマードテック	5,229,000	賠償予約なし	様子見	済	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	消防救急デジタル無線装置整備事業	2012/5/17	沖電気
9	沖電気	58,800,000	20%	8/4請求9/8入金済	済	野田市消防本部	消防救急デジタル無線装置及び受令機	2012/5/22	沖電気
10	三峰無線(株)	208,950,000	20%	検討中	済	柏市消防局	消防救急デジタル無線装置	2012/8/3	沖電気
11	(株)大崎コンピュータエンジニアリング	62,905,500	無し	検討中	済	印西地区消防組合消防本部	消防救急デジタル無線施設整備事業	2012/4/27	富士通ゼネラル
12	スイス通信システム(株)	83,454,000	賠償予約なし	様子見	済	浦安市消防本部	消防救急デジタル無線移動局購入	2012/5/9	富士通ゼネラル
13	(株)大崎コンピュータエンジニアリング	31,710,000	賠償予約あり	F社の談合認定訴訟の結果待ち	済	富津市消防本部	消防救急デジタル無線装置購入	2012/5/9	富士通ゼネラル
14	スイス通信システム(株)	114,166,500	無し	様子見	済	成田市消防本部	消防救急デジタル無線装置購入	2012/5/10	富士通ゼネラル
15	スイス通信システム(株)	120,960,000	20%	様子見	済	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	消防救急デジタル無線機購入事業	2012/5/23	富士通ゼネラル
16	(株)大崎コンピュータエンジニアリング	44,625,000	賠償予約なし	F社の談合認定訴訟の結果待ち	未	木更津市消防本部	消防救急デジタル無線装置購入事業	2012/5/24	富士通ゼネラル
17	(株)大崎コンピュータエンジニアリング	73,867,500	無し	F社の談合認定訴訟の結果待ち	済	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	消防救急デジタル無線設備	2012/5/29	富士通ゼネラル
18	(株)大崎コンピュータエンジニアリング	23,835,000	無し	様子見	済	栄町消防本部	消防救急無線装置購入	2012/7/6	富士通ゼネラル
19	三峰無線(株)	68,250,000	無し	検討中	済	我孫子市消防本部	消防救急デジタル移動局無線購入	2012/5/28	沖電気
20	沖電気工業(株)	36,540,000	10%	8/4請求9/29金利含み受領済み	済	銚子市消防本部	消防救急デジタル無線装置	2012/6/12	沖電気
千葉県	日本電気	5,302,500,000円	20	返還請求8/4済。8/18受領		千葉県	消防救急無線整備工事	2010/9/14	日本電気